

# 鹿 児 島 県 公 報

令和3年6月1日（火）第213号の3



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

### 規 則

○職員の給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則（※） （人事課取扱い） 1

## 規 則

職員の給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月1日

鹿児島県知事 塩田康一

### 鹿児島県規則第40号

職員の給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の特別調整額に関する規則（昭和35年鹿児島県規則第90号）の一部を次のように改正する。

別表第2中 「総務部男女共同参画局次長  
観光対策監」 を「総務部男女共同参画局次長」に、「医療技監」  
を「医療技監  
新型コロナウイルス感染症総括監」に改める。  
別表第3中「くらし安全対策監」を「くらし安全対策監  
観光対策監」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。